

組合ニュース

作成日
2023年
12月5日
NO.56

全国一般大阪地方労働組合
内藤証券労働組合
発行人 打本訓生

団体交渉（11/1、11/28）開催！

組合と会社は11月1日、11月28日団体交渉を開催しました。

1. 組合ホームページ（HP）に寄せられた意見について協議

始業前の業務及び17:00～17:30までの業務に対して残業代がつかないのは、おかしいのではないかという意見が寄せられましたので、就業規則を確認のうえ、この件について会社と下記の内容で協議いたしました。

【就業規則 第2章 勤務、第1節 勤務時間、休憩及休日・第5条（勤務時間）勤務時間は、原則として以下のとおりとする。始業8時30分 終業17時00分 休憩 昼食時60分・2 業務の都合により、前項の始業、終業及び休憩の時間を変更することがある。この場合においても、1日の所定内労働時間は7時間30分を超えることはない。】

【給与規定 17条 4 本条第2項①に定める計算式は、法定労働時間（1日8時間）を超えた実労働時間に適用する。所定内労働時間（1日7時間30分）を超える実労働時間については、その間の実労働時間に相当する金額を支払う】

組合質問	会社回答（営業本部、人事部）
例えば、行動予定表の作成が前日に出来てなかった場合、朝会が始まる8時半前に、作成した場合については	営業本部:8時半前にしなさいという指示は本部の方では出してません
朝マーケットを見て、米国株の提案の為、8時半より前に作業した場合は業務には当たらないのかどうか	営業本部:こちらは指示を出してませんので、自主的に従業員がしている事ではないですか
朝放送の、全店放送を聞くための準備のため、Zoomにつないだりすることについては	営業本部:それも自主的ではないですか。強制はしていません
朝放送を聞くために、10分前か5分前かに準備して、8時30分になったら聞ける準備をしている場合について	営業本部:そこも自主性ではないですかね。別にこちらは必ずその放送を聞きなさいという指示は出したことはないです
17時～17時半の業務に関して、帰りの締めの会議（終礼）が17時から始まった場合はどうなるのでしょうか、	人事部:基本的に5時半以降の所であれば、例えば5時35分であれば5時から35分間つけたりしますけれども

支店長が5時半までに帰りなさいと言うのは、サービス残業を支店長が推奨しているのでは	<p>営業本部:推奨ではないでしょう。これは、時間の幅ですよ。</p> <p>人事部 :ここは幅を見ていますが、ただ5時から何々というのはあまりよろしくありません。5時から何々始めますというのはよろしくありません</p>
仮に、5分間、20日営業で5分業務した場合は100分になります、100分間の残業代を付けないとサービス残業になるのではないのでしょうか、1年間だったら何時間になりますか	<p>人事部:基本的には5時以降に何らかの形でミーティング始めるというのはあまりよろしくありません</p>
5時以降の締め会議(終礼)についてはどの様に把握されてますか	<p>営業本部:支店任せにしている</p>
5時から5時5分まで、話(終礼会議等)があったら、5分間は残業つけていいんですね	<p>営業本部:そこは幅ではないですか、営業ですから</p> <p>人事部:5時以降については、特段の時間外、残業の指示を行ったうえでというのがありますから、基本的には5時以降になんらかのミーティングですというのはよろしくありません。もしそれが常態化しているようであればやっぱりそこは注意喚起は必要かとおもいますけど</p>

結論は、指示がないと残業ではない、しかし組合は17時以降の終礼など、明らかに業務であり、会社のいう「幅」はサービス残業にあたると判断しています。営業本部と人事部の残業に関する認識に統一されていない点があり、企業統治に課題があると認識していますので、今後は始業前の業務、17:00～17:30の業務に関しての基準の明確化を目指して会社と協議してまいります。この件について、ご意見、ご相談などがありましたら匿名でも大丈夫ですので組合HP、組合役員にご遠慮なくご意見を寄せ下さい。貴重なご意見は必ず団交で協議し、その結果を組合ニュースでご報告いたします。

2. 年末一時金(賞与)、ベースアップについて

組合要求	会社回答
11月2日「申入書」1.年末一時金について(1)基準内賃金の2ヵ月分以上を一律補償すること、そのため原資を基準内賃金の0.6ヵ月から1ヵ月十経常利益の10%から20%以上にすること。(2)通常	11月10日「ご回答」1.「1」について(1)(2)とも、貴組合の要求としては理解しました。一時金については、従前よりお伝えしている原資の計算式に基づき算出され

勤務者の最低支給額について、基準内賃金の1カ月分は補償すること	た金額を原資として、各人ごとに支給額を決定し、支給することになる予定です
2. ベースアップについてマネジャー未満のベースアップに関連して、貴社は当組合の要求(9/15付け申入れ参照)をふまえ当組合と協議して賃上げを行うこと	2. 「2」について会社として、貴組合がいう「ベースアップ」に関して、これまで通り協議に応じる予定です

組合は11月28日団体交渉にて、会社回答などを元に、冬季一時金とベースアップ(対象外248名)について会社と協議いたしました。会社の回答を踏まえて、団体交渉の翌日に会社に以下の内容で申入書を提出いたしましたので申入れ内容を一部ご紹介いたします。

11月29日申入書
<p>1, 一時金について</p> <p>(1) 貴社は団体交渉において、冬季一時金の原資について前年比67%増え、2021年度の冬ぐらいのレベルになり、ある程度の原資が確保できている事を理由に従来の計算方式で支給することを取締役会で決定している、組合が今回要求している原資計算方式には応じられないと回答しています。前年比経常利益が5.8倍になっており2021年の当時と比較しても、現在は物価が著しく上昇しています。また、実質賃金は9月現在18か月連続でマイナス状況にあります。組合が要求している、計算方式に応じられないということであれば、組合が今年の7月から要求しています物価高対策として年内に全従業員に一律10万円を支給することを改めて求めます。</p> <p>(2) 貴社は年内に全従業員に対して一律10万円を支給すること。また、この組合の要求を実施した場合の支給金額を開示すること。</p>

上記「申入書」に対する会社「回答」の内容を、皆様にご報告いたします。

3. 職場の声をHPなどに集約し、職場環境を改善しよう！

内藤証券90周年おめでとうございます。内藤証券労働組合も100周年に向けて労働条件、職場環境改善に微力ながら尽力し、会社の発展に貢献して行きたいと考えていますので、今後ともご協力よろしくお願い致します。

相談先

打本執行委員長 (090-7827-3198) 平井副委員長 (090-2384-9711)

北澤副委員長 (090-8366-5308) 池永副委員長 (090-6551-4809)

全国一般大阪 TEL (06-4301-4655) FAX (06-4301-4656)

メール相談 E-mail info@nugw-osaka.net

ホームページ ウェブ検索 内藤証券労働組合(全国一般大阪ホームページ内)

